

令和7年4月15日

担当課名：経営戦略部契約検査課

担 当：入札係

内 線：1351、1353

直 通：092-332-2102

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者 東京都墨田区押上1-1-2
パナソニック産機システムズ株式会社
代表取締役 右近 貞治
- 指名停止の期間 令和7年4月15日から令和7年6月14日まで（2月間）
- 事実概要
当該業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことにより、関東地方整備局より令和7年1月31日付けで建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。
- 指名停止の理由
上記の事実は、糸島市指名停止等措置規程別表第2第8号の規定に該当する。
従って、本件については、指名停止2月間とする。

【指名停止等措置規程別表第2第8号（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準に該当）】

措置要件	期 間
（建設業法違反行為） 8 一般工事等に関し、建設業法の規定に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内